

電力量計の設置場所について

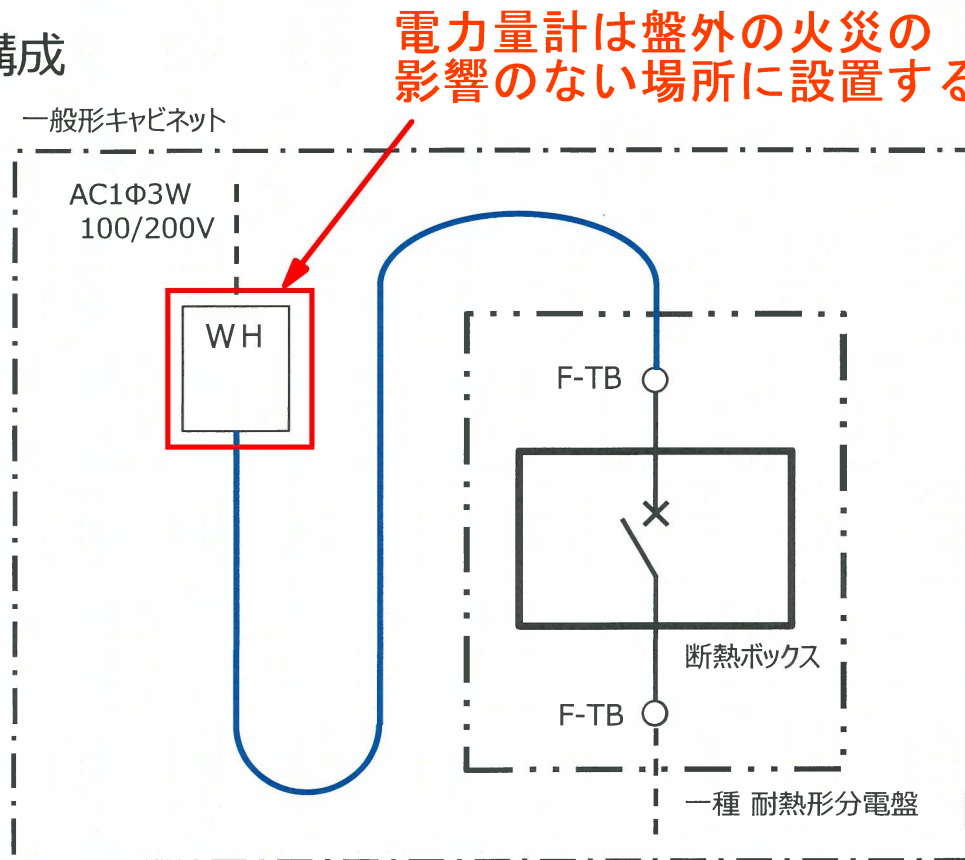
■ 背景

キャビネット内に収納された電力量計より、耐熱形分電盤へ給電される回路の製作依頼あり。

電力量計は一般形しかないため、火災発生時に、非常電源としての機能を果たさないことになると判断。

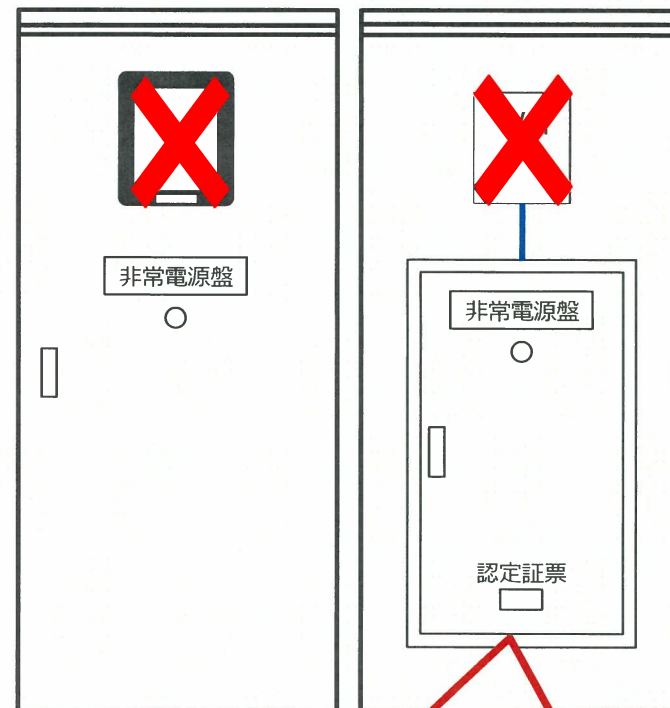
製作不可の回答をするが、認定品の納入を求められている。

■ 回路構成

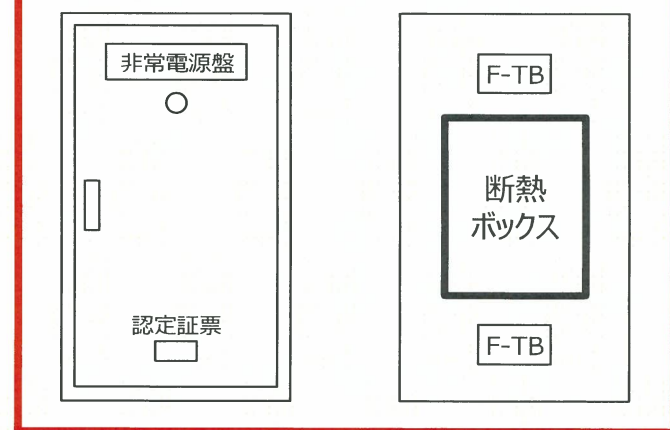


※ 盤構成例

一般形キャビネット



一種 耐熱形分電盤

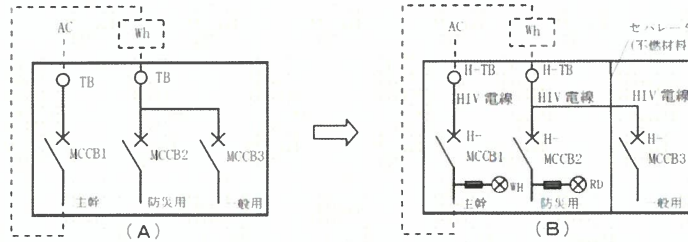


耐熱形配電盤等に関するQ & A

※平成26年（2014年）3月3日発行より抜粋

B 構造

13 Q 図 (A) のような回路構成の二種耐熱形分電盤を認定品とする場合、MCCB 及び構造についてご指示下さい。



A 二種耐熱形分電盤を認定品とするには (B) のように、防災用と一般用を不燃材料で区画し、MCCB、TB 及び電線は二種機器・HIV電線を使用して下さい。

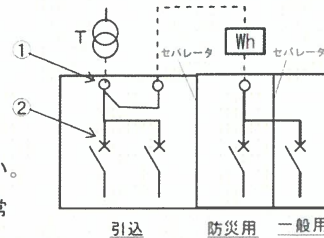
なお、電力量計 (Wh) は、盤外の火災の影響のない場所に設置することが必要です。 (H912)

C 回路

2 Q 図の二種耐熱形分電盤（共用形）において、

- ①は一般形の端子台でよいでしょうか。
- ②は一般形の配線用遮断器 (MCCB) でよいでしょうか。

- A 1) ①を含め図中の3ヶの端子台全て二種耐熱形を使用して下さい。
2) ②については、電源回路の開閉器若しくは遮断器によって非常

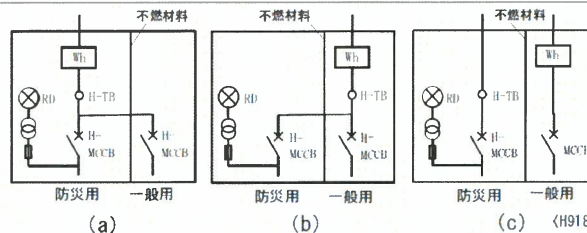


電源回路が遮断されないものであれば一般形でよいですが、現実的

- 引込及び一般用の MCCB は耐熱形を使用して下さい。（盤内は MCCB×4 と耐熱形となります。）
- 電力量計は盤外の火災の影響のない場所に設置して下さい。
- MCCB×4 の一次側の配線は全て HIV電線を使用して下さい。

(H215)

3 Q 次の回路は、認定品となりますか。



- A 電力量計 (Wh) には耐熱機器がないので (a) (b) は認定品となりません。
(c) は認定品となります。

(H918)

電力量計は耐熱機器がないため、**火災の影響を受けない場所に設置する必要あり。**

(1) 建築基準法によるもの

設置場所	配電盤などの種類
室	耐火区画室 ※1 一般形 上記以外の室 二種耐熱形
居室	一種耐熱形
屋外・屋上	延焼のおそれのある場所 一種耐熱形 上記以外の場所 二種耐熱形
廊下	一般 一種耐熱形 (二種耐熱形 ※2) 開放 二種耐熱形
階段	一般 一種耐熱形 (二種耐熱形 ※3) 避難 特別避難 (附室を含む) (設置不可)
非常用エレベーターの乗降ロビー	(設置不可)

(2) 消防法によるもの

設置場所	配電盤などの種類
不燃材料で区画された機械室など	電気室 ※1 一般形 機械室 ※2 二種耐熱形
パイプシャフト	二種耐熱形
居室	一種耐熱形
屋外または屋上 ※3	二種耐熱形
廊下	一般廊下 一種耐熱形 開放廊下 ※3 二種耐熱形
階段	一般階段 一種耐熱形 避難階段・特別避難階段 ※4 およびその附室 二種耐熱形

電力量計は、電気室に入れる必要あり